

「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第6次）素案に関する
パブリック・コメントの状況について

- 1 募集期間 令和6年12月17日～令和7年1月15日
- 2 募集方法 県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等
- 3 提出方法 フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。）、ファクシミリ等

4 提出された意見の概要

- (1) 意見件数 15件
- (2) 意見の内訳

区 分	件 数
ア これまでの県の取組	0件
イ 改定の趣旨	0件
ウ 基本的事項	0件
エ 施策の方向に沿った取組	10件
オ 施策の推進体制	1件
カ 用語集	4件
計	15件

5 意見の反映状況

区 分	件 数
(1) 新たな指針案に反映したもの	8件
(2) 既に取り組んでいるもの	0件
(3) 今後の施策運営の参考とするもの	0件
(4) 反映できないもの	0件
(5) その他（感想・質問等）	7件
計	15件

6 主な意見

- (1) 新たな指針案に反映したもの
 - ・ 緊急時の対応において、「食品による重大な健康被害が生じ」とあるが、器具や容器包装等による健康被害も起こり得るので、それらも含めた表現の方がよい。
- (2) その他（感想・質問等）
 - ・ 流通食品等の安全性が確保されていることを抜き取り検査等によって確認するとあるが、「抜き取り検査等」の「等」は何を指しているのか。